

別記様式第七号を次のように改める。

別記様式第7号（第5条関係）

〒957-0192 新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山 1635 番地 4 聖籠町役場 町 民 課 TEL (0254) 27-2111	指定納期限 年 月 日	聖 籠 町 長 15307
聖籠町長	印	
<p>上記の金額が未納となっていますので、至急納付してください。 なお、この督促状を受け取る前に郵便局や町外の金融機関で納付された場合は、納付の確認に日数がかかり、行き違いになることがありますのでご容赦ください。</p>		
<p>上記の金額をこの督促状交付の日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、財産の差押を受けることとなります。 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に新潟県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求にかかる裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に聖籠町を被告(町長を被告の代表者)として提起できるとされています。 なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければすることはできませんが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。 新潟県介護保険審査会（県庁高崎福祉保健課内） 〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 電話番号 025（285）5911</p>		
<p>延 滞 金 納期限までに保険料が完納されないときは、その翌日から保険料完納の日までの期間の日数に応じ、保険料額(1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は金額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から3箇月を経過する日までの期間については、前年の11月30日を経過する時における簡易手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が、年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合)を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における年あたりの割合は、同年の日を含め期間においても、365日当たりの割合です。</p>		
<p>納付相談 このまま放置されますと、延滞金が加算されるばかりでなく、不本意ながら滞納処分を行うこととなります。今すぐ納められない特別の事情があるときは、町民課まで相談においでください。</p>		

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。